

会議録

- 1 会議の名称：令和6年度第1回君津市都市計画審議会
- 2 開催日時：令和7年1月15日（水）午後2時00分から午後3時30分
- 3 開催場所：君津市役所9階 議会全員協議会室
- 4 会議の議題：
 - （1）建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置（君津市）について（付議）
 - （2）君津都市計画の見直しについて（協議）
- 5 公開又は非公開の別：公開
- 6 出席した者の氏名（委員）：

第1号委員	佐藤 恒明	第1号委員	田丸 功
第1号委員	金子 祐介	第2号委員	小倉 広紀
第2号委員	大滝 浩介	第2号委員	野上 慎治
第3号委員	榎本 光男	第3号委員	江澤 武夫
第4号委員	上野 兼通	第4号委員	藤代 誠
（代理 林生活安全課長）			

出席した者の氏名（事務局）：

副市長		荒井 淳一
建設部長		榎本 弘
建設部次長		石川 雅一
建設部副参事		大野 悦雄
建設部建設計画課	課長	佐久間 英維
	副課長	御幸尾 美政
	都市政策係長	山口 悟
	主任技師	藤村 弘靖
	主事	渡辺 優斗
建設部建築課	課長	小曾根 勝己
経済環境部環境衛生課	課長	中村 光宏
	副課長	梅本 健宏
	係長	古上 明功

出席した者の氏名（説明員）：

千葉県建築指導課			
副課長	寺西 英樹	建築審査班長	猿田 信貴
主 査	岩崎 裕子	技 師	浅野 寛人

- 7 欠席した者の氏名（委員）：第1号委員 磯野 綾
- 8 傍聴人の数：2人
- 9 発言の内容：

（事務局）

それでは、只今より、「令和6年度第1回君津市都市計画審議会」を開会いたします。本日司会進行を務めさせていただきます、君津市建設計画課の御幸尾と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、令和6年7月11日の委員改選に伴い、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

第1号委員の、

佐藤 恒明 様でございます。

磯野 綾 様でございます。

なお、磯野様におかれましては、所用のため、欠席でございます。

田丸 功 様でございます。

金子 祐介 様でございます。

第2号委員の、

小倉 広紀 様でございます。

大滝 浩介 様でございます。

野上 慎治 様でございます。

第3号委員の、

榎本 光男 様でございます。

江澤 武夫 様でございます。

第4号委員の、

上野 兼通 様でございます。

藤代 誠 様でございます。

なお、藤代様におかれましては、本日、都合により、君津警察署生活安全課長の林様が代理出席でございます。

事務局の紹介につきましては、お時間の都合上、席次表にて代えさせていただきます。

本日の審議会は、「君津市都市計画審議会運営要綱第4条」の規定により、会議録を作成し公開することを、あらかじめご了承願います。

また、本日の出席状況につきましては、委員総数11名のところ、出席10名、欠席1名でございますので「君津市都市計画審議会条例第5条第2項」の規定により、会議が成立することを報告いたします。

ここで、荒井副市長より、ご挨拶申し上げます。

(荒井副市長)

皆様、こんにちは。副市長の荒井でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては昨年の7月に、委員へのご就任をお願いしましたところ、快くお引受け頂きまして、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から都市計画行政を初め市政各般にわたりまして格別なるご支援、ご協力を頂いておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本日の議題は会長及び副会長の選出をはじめ3件でございます。委員の皆様には十分にご審議を頂くとともに、格別なるお力添えを頂きますよう、お願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

ここで誠に恐縮ではございますが、荒井副市長は公務の都合により退席とさせていただきますのでご了承ください。

(事務局)

続きまして次第の3、会長及び副会長の選出に移ります。

議事の進行につきましては、君津市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、現在会長が決まっておりませんので、会長が選出されるまでの間、榎本建設部長が仮議長を務めさせていただきます。

(榎本建設部長)

それでは会長、副会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。次第に従いまして議事を進めてまいります。

次第の3、会長及び副会長の選出について、でございますが、君津市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長及び副会長各1人を置き、学識経験のある者のうちから選出することとなっております。委員の皆様の中で会長及び副会長に立候補していただける方、あるいは推薦がありましたらお願いいたします。

(田丸委員)

今回は再任された委員の中から選出するという形で、会長に佐藤委員、今回欠席でございますが、副会長に磯野委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(榎本建設部長)

ただいま会長に佐藤委員、副会長に磯野委員のご推薦がございました。

皆様、君津市都市計画審議会会長に佐藤委員、副会長に磯野委員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

(榎本建設部長)

ご異議ないようですので会長に佐藤委員を、副会長に磯野委員を選任することと決定いたしました。磯野委員につきましては副会長に選出されましたことを事務局から報告をさせていただきます。

会長が選任されましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

続きまして、佐藤会長、一言、ご挨拶をお願いいたします。

(佐藤会長)

この度、ご推薦をいただき、会長に選任いただきました、佐藤でございます。

円滑な議事の進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜り、ご審議いただきたく、お願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ここで、本日の会議に傍聴人がおりますので、入場させていただきます。

傍聴人の方へお願いを申し上げます。お手元の傍聴要領に記載されている注意事項を遵守して、傍聴していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、「君津市都市計画審議会条例第5条第1項」の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐藤会長に議長をお願いいたします。

(議長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、「君津市都市計画審議会運営要綱第4条第1項」の規定により、議事録署名人を2名、指名させていただきます。

本日の議事録署名人を、金子委員、野上委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《両名了承》

(議長)

それでは、議題(1)「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置(君津市)について」、説明員の説明を求めます。

(説明員)

資料1により説明

(議長)

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などございましたら、挙手願います。

(田丸委員)

処理能力について伺います。

資料の2ページには、処理能力新設部分が2基ありますが、上段の廃プラスチック類が1日33t、それから中段の廃プラスチック類が1日413.16tになっております。

「建築基準法第51条ただし書の許可について」という資料の下段に記載の、選別、圧縮梱包施設につきまして、1日当たり413.16tという表現があります。2基分を合計しますと413.16tを超えてしまいますが、この扱いについてはどういう考え方でしょうか。

(説明員)

今回の施設につきましては、選別施設を通過して圧縮梱包施設に進むルートと、選別施設を通さずに圧縮梱包施設に進むルートがあります。律速やボトルネックと表現しておりますが、最終的に圧縮梱包施設での処理能力で決まることとなるため、2基分の合計ではなく、圧縮梱包施設の処理能力が今回許可する処理能力となります。

(大滝委員)

資料1の2ページの処理の種類に廃プラスチック類と記載がございますが、硬い歯ブラシなど、今まで分別していなかったものを砕いて処理できる施設と伺っておりますが、今後各家庭からのごみの分別の区分が増えるということでお伺いします。

(事務局)

施設完成後に製品プラスチックの収集を開始したいと考えております。現在は容器包装プラスチックをレジ袋等に入れて、ごみステーションに出していただいておりますが、今後は歯ブラシなど、その他プラスチック製品につきましては、一緒に入れていただいて回収をすることで現在検討を進めている状況でございます。

(金子委員)

先ほど、廃プラスチック類の説明や、可燃ごみや不燃ごみの説明の中で、食品トレイなどという説明が一部ございましたが、こちらは風で飛散しやすいものかと思っています。飛散することがないように、一時保管場所の建屋になっている場所はどのような建築物で保管をしておくのか、お答え願います。

(説明員)

一時保管場所に搬入され保管されるわけですが、こちらについては、屋根及び壁のある建築物でございますので、風で飛ばされるなどはないと考えております。

(金子委員)

仮設建築物などではないということで、承知してよろしいでしょうか。

(説明員)

プレハブのようなものではなく、鉄筋コンクリート造での建物と聞いております。そのため、容易に風で飛ばされる心配はないと思っております。

(小倉委員)

資料1の4ページについて、先ほど搬出にあたっては通学路の指定もないため、影響はないというお話でしたが、恐らく君津高校生がバスに乗るために待っていたり、あるいは、メインの主要道路としては影響がないかと思いますが、君津市内から運ぶということで、廃プラスチック等を拾って最終場所に来ると思うので、そうしますと、山の上にある、例えば、君津高校、周西中学校、周西の丘小学校の生徒たちに少なからず影響はあると思いますが、今後、学校への周知はどのタイミングでされるのか、あるいは予定しているのかお伺いできればと思います。

(事務局)

現在も収集は行っており、収集台数の増加は考えておりません。現状の資源ごみの収集に、今後はプラスチック製品もあわせて収集するため、収集に関して変更はないという考えでございます。

(小倉委員)

今回は、既存施設の更新という意味で新設なのか、手前の既存施設も併用していくという意味なのか、ご説明をお願いします。

(事務局)

手前の既存施設につきましては、隣地に新たな施設を整備し、そこでプラスチッ

ク製品の処理を行うため、現在使っている施設については新設後、使用はしないと事業者から伺っております。

(議長)

他にございますか。

なければ、質疑を終結したいと思います、よろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

質疑を終結します。

それでは、議題（１）「建築基準法第５１条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置（君津市）について」、原案に対して、本審議会としては意見がないものとするに、異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

それでは、異議なしと認め、本審議会として答申することといたします。答申書を作成するため、しばらく休憩といたします。

《休憩》

(議長)

それでは、再開させていただきます。

答申案ができましたので、事務局は配付をお願いします。

(議長)

配布が終わりましたら、少しお時間をお取りしますので、委員の皆様は、答申案の内容の確認をお願いします。

(議長)

それでは、答申案につきまして、ご意見ございますでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

それでは、異議ないようですので、答申案のとおり、本審議会から千葉県知事に対

し、答申することに決定することとします。

ここで、議題（１）の説明員として入室している千葉県建築指導課職員と君津市環境衛生課の職員は、退席を認めます。

《千葉県建築指導課、君津市環境衛生課 退席》

（議長）

続きまして、議題の（２）、君津都市計画の見直しについて、事務局の説明を求めます。

（事務局）

資料２－１から資料２－８により説明

（議長）

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などございましたら、挙手願います。

（金子委員）

今回のお話の中では、人口減少社会を見据えて整備改定を行っていくというお話しでしたが、君津市では人口減少社会をどのようにとらえているのかお聞かせ願いたいと思います。例えば、人口減少社会を鑑みて人口を増加させていく前提でのマスタープランを作成するのか、それともシュリンクしたような小さな規模でのまちづくりを考えていくのかお聞かせください。

（事務局）

これまで人口の増加とともに、市街地は郊外へと急速に拡大してまいりました。国の資料によりますと、地方圏では２０１０年までの４０年間で人口は約２割増加し、一方で、市街地は２倍に拡大しております。

今後、全国的に高齢者が大幅に増加し、このままですと、拡大した市街地に高齢者をはじめ、まばらに居住する状況となる懸念があります。

また、商業、医療、福祉等の機能が立地し、持続的に維持されていくためには、機能の種類に応じて相応の圏域での人口が必要となるとされております。

本市の市街化区域の人口は、平成２７年で５万７６５６人でした。令和５年、最新の資料ですと５万６８００人であり、市街化区域内の人口が減少傾向にあり、市街化区域の人口が減る中で、新たに住居系の市街化区域を増やしていくというのは難しいと考えております。一方で産業系の市街化区域の拡大は、県の方針とも合致しているため、まずは産業立地を進め雇用を確保していくことで人口増からの宅地供給を未来に向かって図ってまいりたいと考えております。

(金子委員)

そういたしますと、何か新しい人口増を及ぼすような新たな企業の立地を目指して新しいマスタープランを考えていくということではよろしいのでしょうか。

(事務局)

現在、企業誘致に積極的に取り組んでおり、令和4年度から庁内横断的な君津インターチェンジのプロジェクトチームを組み産業誘致を図って、人口増加を考えていきたいと思っております。

(金子委員)

君津インターチェンジに新しい企業が立地をできるよう、マスタープランを改定していくということですね。

(大滝委員)

資料2-4の5ページの集約型都市構造に関する方針からお伺いたします。

人口の維持、減少にも対応できるよう、持続可能な都市経営ということで、県の方針も見直しておりますが、本市としても集約型都市構造ということで、駅周辺、市役所を中心とするまちづくりを今後見据えているという方針も記載ありますが、ここで大事なのは、公共交通との連携が必須ではないかと思っております。公共交通を利用することにためらい、免許を返納せず車を乗り続けている高齢者の方もいらっしゃいます。また、バス停までが遠いという高齢者の方々の意見も数多く聞いております。今でも公共交通の必要性というのは十分感じられてはいます。歩いて暮らせる利便性の高い都市の構築と書いてありますが、本市としても、この実現を見計らっていると思います。集約型都市構造というのをどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

資料2-3の左下、見直しの考え方の(2)人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換という記載がございます。本市につきましては、都市計画区域だけでなく、山間部を有します都市計画区域外がございますので、そちらについて誤解が生じる可能性がありますので説明させていただきます。

郊外を切り捨て、市内の最も主要な拠点に全ての人口等を集約させることを目指すものではないと考えておりまして、多極型の都市構造として、昔の役場周辺など、生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すものとなっております。

農業従事者の方が農山村部へ居住するのは当然でございまして、今後もそういった集落の維持は必要なものと考えております。市域広い中でございまして、拠点づくりを進め、それをつなげていくというような発想のもと今後進めてまいりたいと

思っております。

（大滝委員）

集約型と言ってしまうと気になるのが、山間部にお住いの方々です。今後、集約型にしていくうえで公共交通の利便性は直結で必須ではないかと思っておりますので、都市計画をつくるうえで、そういった部分についても盛り込むよう考えていただければと思います。

（小倉委員）

君津インターチェンジ周辺に関して、われわれ君津市議会としても大変重要であると認識しているのですが、それを踏まえたうえで、資料2-8、1ページの1用途地域等の指定方針及び指定基準の位置づけの下から4行目、本市の将来の目指すべき市街地像の実現とありますが、市として将来どんな市街地像を目指しているのか、そして将来というのはいつ頃までを予定しているのか、その目指す将来像は、現在の市街化区域からどのように変化を目指していくのかお聞かせください。

（事務局）

こちらは都市計画マスタープラン並びに総合計画の二つが上位計画となっており、この目標期間につきましては、両方とも令和12年度を目標としております。

都市計画というのは20年先を展望し、先を見据えた都市をつくっていくものであり、基本構想では、ひとが輝き幸せつながきみつという将来ビジョンを掲げ、都市計画マスタープランでは、魅力あふれる持続可能な都市づくりを掲げております。都市計画マスタープラン、総合計画に書いてあることを実現するために引き続き努力してまいりたいと考えております。

（小倉委員）

マスタープランについては市民アンケートを行ったと認識しております。その中で市民アンケートの結果、1番は、健康福祉都市で割合が50%近く、次いで、生活安全であったと認識しております。こちらを達成する必要があるかと思いますが、現在、市として人口増やすためには、当然働き手が必要であり、産業誘致も十分理解できますが、そういった整合性、市民の意識と市の意識は若干認識のずれがあるなかで、どのような政策で進めていくのか、また、関係部署とはこういった協議をされているのかお伺いできればと思います。

（事務局）

君津市都市計画マスタープランにつきましては、令和5年3月に策定したものとなっております。こちらは策定する前に検討を行っておりまして、令和2年から市民意識調査アンケートを実施しております。その中で市民の方々にお聞きしたとこ

ろ、健康福祉都市、生活安全都市等が票数として多く、そういったことを目指すべきだというご意見を頂いております。こういったご意見等を踏まえて現在の都市計画マスタープランができ上がっておりますので、都市計画マスタープランの実現に向けて鋭意取り組んでいくことが、健康福祉都市及び生活安全都市につながるものと考えております。

(小倉委員)

ぜひ達成するためにマスタープランを進めるということですが、資料2-4の3ページ、(2)区域区分の方針で、都市計画区域内人口及び市街化区域人口が、平成37年、現在の令和7年の予定としては、県からみて君津市は、都市計画区域が6万2000人、市街化区域は5万7000人程度が人口として設定されていますが、市のホームページの都市計画区域人口が令和6年11月時点で、5万9000人程度、市街化区域が5万6000人程度であり、県が設定した人口より減少しております。そうしますと、君津市は想定より人口が減少しているため、そこまで住宅地が必要ないと認識をされているのではないかと危惧しております。そちらについて県へどのような呼びかけ、意見を上げているのかお伺いできればと思います。

(事務局)

現在の市街化区域の面積が2133ha、人口が5万6800人でございます。市街化区域の中でも、工業専用地域は住めないということで、713haをマイナスし、1ha当たりの人口に換算しますと、市街化区域の人口は1ha当たり40人となっております。都市計画では1haの人口が60人/hあるのが理想とされており、まだまだ入る余地があると思っております。逆に計画的ではなく拡散してしまうと、この40人/hが減少してしまいますので、まず雇用等を増やす形で人口の流れをつくっていき、60人/hを達成していき、そこから増やしていくというのが順当な手法だと思っております。

(小倉委員)

そうしますと、例えば資料2-5で広大な住宅地として指定されていますが、まずは企業誘致をして住宅地の部分を埋めていく考えだと思いますが、いずれ住宅地の部分も限界がきた際に、ゆくゆくはここも広めるという考えでよろしかったでしょうか。

(事務局)

資料2-5、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図をご覧ください。商業地や工業地を増やすためには千葉県等に具体的な進捗の説明が必要とされております。例えば、進出の受皿がないというところにつきましては、しっかりと検討し

まして、増やしていくというイメージであり、今後、君津インターチェンジ周辺等を増やしていけるよう研究等をしてまいりたいと思っております。

(小倉委員)

研究もいいと思いますが、君津インターチェンジ周辺に力を入れた上で、早めぜひ一緒に取り組んでいきたいと思っております。

その中でもう一点、現在学校跡地が増加していると思います。東京ドーム一個分の広大な面積を持つ旧大和田小学校が、今年の秋には学校として使用しなくなるため、跡地活用としてサウンディング型市場調査を実施されたと思います。その中で例えば大学や病院などの意見があったと思いますが、そうしますと、当該地の用途地域は第1種低層住居専用地域であり、跡地活用したくとも用途と合わないため諦めてしまうようなことが出てしまうかと思い、用途地域の変更をしたほうがより利活用できると考えますが、その件について各関係部署とどのような連携を図っているのか教えてください。

(事務局)

資料2-8、君津市用途地域等の指定方針及び指定基準（案）の20ページ上段に5用途地域等の変更時期と記載がございます。現在、旧大和田小学校のサウンディング型市場調査等を行っている企画政策部と連携をしておりますので知っております。今後は必要に応じて千葉県県土整備部等と協議をしながら都市計画の手法を見直す必要がある場合につきましては、手法も含め並行して検討した上で変更する形となるかと思えます。今後は事業の確実性等を見極めながら進めてまいりたいと思っております。

(小倉委員)

情報は知っているということで、当然庁内の情報共有はされているかと思いますが、その先の連携ということで、例えば、企画政策部から用途地域の変更についての課題や手続きにかかる年数の相談があったり、あるいは建設部から、もし用途地域の変更をするのであれば、これぐらいの年次がかかるので、事前に相談してください、あるいはこういった課題があります、なので、こういったことが容易だが、こういったことは課題が多いなど、そういった協議はされているのか教えてください。

(事務局)

現在、緊密な連携のもと協議を実施しております。まだ具体的な案等が決まっておりますので、手法等も含めて幅広く検討しているという状況です。

(田丸委員)

今回の見直しの中で、君津市の特色を活かした都市計画の見直し、そういった具体的な案はあるのでしょうか。せっかく都市計画を市で定めることができるよう法改正ができていの中で、原案を見ますと余り特色的なところが見えず、ただ人口減少に沿って、今後どうしていくかは多少取り入れているとは思いますが、もう少し特色のあるものを出せないものかということが1点。

それからもう1点、これから策定を進めていくと思いますが、今まであったものに対して今後できるものがどのように変わったかが分かる新旧対照表等があると市民にすごく分かりやすいと思います。

それから3点目、資料2-3の右下、見直しに当たっての留意事項ですが、こちらは県の資料ですが、これを受けて市でも進めているとは思いますが、表現がいかにも計画畑の方が作成された資料に見えてしまいます。DXの活用による都市づくりの見える化、3D都市モデル、このような表現は市民には分かりにくいと思います。君津市の特色を活かして、もう少し市民に分かりやすくしてほしいと思います。以上3点です。

(事務局)

1点目、君津の特色を生かすべきだというご意見につきまして、君津市域は非常に広く、様々なポテンシャルがあると認識しております。いかに君津らしさを出して記載するかというのは、私ども担当の務めと思っておりますので鋭意努めてまいりたいと思っております。

2点目、新旧対照表等につきましては、現在千葉県とやりとりをしている中で、案が固まってない状況ですので、次回の君津市都市計画審議会の際には変更点を比較してご説明できるように努めてまいりたいと思います。

3点目、市民への分かりやすい表現をという意見につきましては、広く職員と表現の仕方を検討し市民の方々にご理解いただけるよう、表現等の工夫をしてまいりたいと思っております。

(野上委員)

都市計画を進めていく上では県からの開発許可等の権限移譲が必要だと思いますがいかがでしょうか。県内残すところは6市町村程度、近隣市ですと木更津市がすでに権限移譲していて、袖ヶ浦市についてもこの4月からとなっております。

(事務局)

開発許可の権限移譲の意向については、県からも伺っているところではございます。現状といたしまして、開発許可の事務経験者が不足しており、退職をされたり、庁内にいない状況であるため、まずは体制を整えることが重要だと考えております。今後、権限移譲については検討をしながら、体制を整えたいと思っております。

すが、現状では引受けできるような状況にはないというところでございます。

(野上委員)

人材が必要なのは分かりますが、すぐに転換はできないので、行うことを前提としておかないと遅れてしまうと思います。よろしくお願いします。

(田丸委員)

今の質問に関連してですが、木更津市や袖ヶ浦市は権限委譲を受ける前に、千葉県へ職員を研修にだしています。君津市においても、こういった手法はひとつの考え方だと思います。今までの例から申し上げます。

(金子委員)

今回の見直しの内容については、市内だけでなく広域連携の話も一部入っていると思いますが、他市との連携を推し進めてどのようなマスタープランづくりをしていくのか、既にご検討していることがあればお聞かせ頂ければと思います。

(事務局)

資料２－３の左上、基本方針の位置付け広域都市計画マスタープランの記載がございます。今回の都市計画マスタープランの見直しから、広域という表現が追加されました。君津市は内房広域都市圏ということで、市原市から富津市までにわたり一つのくくりとなっております。千葉県からの説明や、意見や伺い等は圏域単位で説明等を実施していただいております。内房広域都市圏について、どういった記述をしていくかは今後案ができ次第、共有させていただきご説明したいと思っております。

(榎本委員)

都市計画の見直しということで、用途地域の変更は実にありがたいことです。もっと早くに行って欲しかったと思うほどです。先ほどご説明があったように、１０年先のことを考えて、ということだと１日でも早く取り組む必要があると思いますが、君津インターチェンジ周辺については、地域の皆さんが望んでいる場所があります。雇用がないから君津から出ていってしまうという悪循環で人口がどんどん減少してしまう。やはり声を求めるには、企業を誘致しなければならないということで、この用途地域の変更というのは良いのですが、現在足枷となっているのが文化財です。その文化財についてどうお考えかご説明願います。

(事務局)

君津インターチェンジ周辺の土地活用を検討する中で、君津インターチェンジ周辺が三直の埋蔵文化財の包蔵地であることを確認しております。その文化財がござ

いますと、試掘等が必要であり、遺跡等が出た場合には保全しなければならないので、足枷ではありますが、昔からその場所が人々にとって住みよい場所であったということが言えますので、費用はかかるかと思いますが、適切に処理した上で開発の実現を検討してまいります。

(議長)

それでは、これをもって本日の議題を終了させていただいてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

ないようですので、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

佐藤会長、議事の進行ありがとうございました。自席へお戻りください。

(事務局)

それでは、続きまして次第の6、その他でございますが、事務局から中野4丁目北部地区地区計画についてご報告いたします

(事務局)

資料3により説明

(事務局)

ただいまの説明に対してご意見ご質問などございましたら挙手願います。

(榎本委員)

計画地はマンションではなく、ホテルの予定なのでしょうか。

(事務局)

資料3の10ページ中心部に、物販地区の記載があるかと思います。こちらに家電量販店が立地しており、線路側にはサービス業務地区がございます。この線路側のサービス業務地区に、現在ホテルというような話をいただいております。

(榎本委員)

君津には多くの人が集える場所がひとつもなく困っている状況です。6～70人

程度入れる場所や、３００人程度入れるホテルができて欲しいと思っております。
こういったことを市も率先して計画に賛同していただければありがたいです。

(事務局)

他にございますか。

なければ、以上で、事務局からの説明を終わります。

その他、委員の皆様から何かございますか。

(事務局)

特にないようですので、以上をもちまして、令和６年度第１回君津市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

皆様、本日は誠にありがとうございました。